

区 議 会 関 係 事 項

1 議会の位置づけと役割 …………… 区議会事務局長

- (1) 目黒区の人口及び予算規模
- (2) 議事機関と執行機関
- (3) 議会の主な役割
- (4) 議会の権限
- (5) 議員
- (6) 執行機関

2 区議会事務局の組織と職員 …………… 区議会事務局長

3 区議会 …………… 区議会事務局次長

- (1) 議会運営上の組織
- (2) 議会の運営
- (3) 議会の公開と情報の提供

4 区議会の運営について …………… 議事・調査係長

- (1) 議会に関する法制
- (2) 会議の諸原則
- (3) 定例会の流れ
- (4) 一般選挙後の初議会の流れ
- (5) 議場、委員会室の会議システム

5 庶務事項 …………… 庶務係長

- (1) 議員報酬・期末手当
- (2) 費用弁償
- (3) 政務活動費
- (4) 議員互助会
- (5) その他の議員任意団体

注：法 …………… 地方自治法

規 …………… 目黒区議会会議規則

委員会条例 …………… 目黒区議会委員会条例

1 議会の位置づけと役割

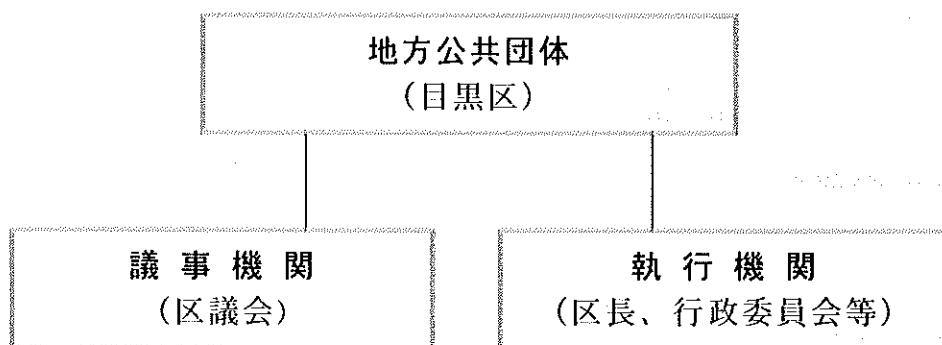
(1) 目黒区の人口及び予算規模

現時点でハズレる? → 見直しの可能性あり(上方修正)

- ア 人口 270,525人 (平成27年4月1日現在の住民記録) (新増見 2300人 増やれる)
- イ 世帯数 150,827世帯 (平成27年4月1日現在の住民記録)
- ウ 平成27年度各会計予算

一般会計	929億2,562万1千円
特別会計	514億6,969万6千円
国民健康保険特別会計	265億9,234万9千円
後期高齢者医療特別会計	60億1,205万6千円
介護保険特別会計	188億6,529万1千円
合計	1,443億9,531万7千円

(2) 議事機関と執行機関



(3) 議会の主な役割

- ア 執行機関の行政運営を民主的に監視し牽制すること
- イ 地方公共団体の重要施策の意思決定 (条例の制定改廃、予算の議決など)
- ウ 地方公共団体の適正な運営を図り、住民の福祉向上を図ること

(4) 議会の権限

- ア 議決事件 (法第96条)
- (ア) 条例の制定・改廃
- (イ) 予算の決定
- (ウ) 決算の認定
- (エ) 地方税の賦課徴収等に関すること
- (オ) 契約締結 (1件予定価格1億8千万円以上の工事又は製造の請負)
- (カ) 財産の処分等に関すること等

イ 議員の権限（法第101条、112条、114条）

（ア）議会の招集請求（ $\frac{1}{4}$ 以上）

（イ）議案の提出（予算を除く）

（ウ）議会開議の請求

ウ その他の議会の権限（法第98条、99条、100条、124条、125条）

（ア）検査権・監査請求権

（イ）意見表明権

（ウ）調査権

（エ）請願等の受理等

(5) 議員（法第91条、92条、92条の2、93条）

ア 議員の定数

イ 兼職の禁止 → 条例で定められている

ウ 任期

(6) 執行機関（法第138条の2から4、147条、148条、149条、161条、168条、180条の5）

ア 長、補助機関

イ 行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）

ウ 監査委員

エ 附属機関

2 区議会事務局の組織と職員

局 長	次 長	庶 務 係（係長＋職員3人＋非常勤職員2人）
		議事・調査係（係長6人＋非常勤職員2人）
		広 報 係（係長1人）

合計 17人

※ 事務分掌は、別添「区議会事務局の事務分掌」のとおり。

3 区議会

(1) 議会運営上の組織

議会運営上の組織には、議員全員で構成する本会議と、一部の議員で構成する委員会とがある。また、委員会には常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会がある。

ア 常任委員会（法第109条、委員会条例第2条）

（ア）企画総務委員会（9人）

企画経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(イ) 生活福祉委員会（９人）

区民生活部、健康福祉部、福祉事務所（子ども家庭課及び保育課を除く。）及び保健所に関する事項

(ウ) 都市環境委員会（９人）

都市整備部及び環境清掃部に関する事項

(エ) 文教・子ども委員会（９人）

子育て支援部、福祉事務所子ども家庭課及び保育課並びに教育委員会に関する事項

イ 議会運営委員会（１０人）（法第１０９条、委員会条例第２条の２）

(ア) 議会の運営に関する事項

(イ) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(ウ) 議長の諮問に関する事項

ウ 特別委員会（法第１０９条、委員会条例第４条）

(ア) 決算特別委員会（議長、監査委員を除く全議員）

平成２６年度目黒区各会計決算の認定審査

(イ) 予算特別委員会（議長を除く全議員）

平成２７年度目黒区各会計予算の審査

(ウ) 区有施設・生活圏域整備計画調査特別委員会

区有施設の見直しに関する調査、区有施設の長寿命化に関する調査、区有施設の再配置及び老朽化対策に係る財政面に関する調査、生活圏域整備計画見直しの必要性の検証に関する調査

※ 特別委員会は、平成２６年５月２１日から２７年４月に設置された特別委員会を記載した。

(2) 議会の運営

ア 定例会と臨時会（法第１０２条）

議会の会議には、定例会と臨時会とがある。

定例会とは、毎年４回、定期的に招集され開かれる会議である。臨時会は、至急検討すべき議案がある場合などに不定期に招集されるものである。（毎年５月下旬）

イ 議会の招集・開会（法第１０１条）

定例会も臨時会も、区長が招集する権限を持っている。ただし、議長は議会運営委員会の議決を経て、区長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求できる。（同条第２項）

また、議員定数の四分の一以上の者も、区長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求できる。（同条第３項）

ウ 議案の提案

(ア) 区長による提案（法第１４９条）

(イ) 議員による提案（法第１１２条）（１／１２）

(ウ) 住民による条例の制定・改廃の請求（法第１２条、第７４条）

エ 調査・審議

議事手続のあらましは地方自治法に定められているが、細部は目黒区議会会議規則や先例にしたがって行われる。

(3) 議会の公開と情報の提供

ア 会議の公開

- ・「議会の会議は、これを公開する」（法第115条）
- ・「委員会は、これを公開とする」（委員会条例第16条）

イ 議会の広報活動

目黒区議会広報・図書室運営委員会の定める基本方針のもと、区議会の活動状況を区民に知らせるための活動をしている。発行したものは、区立図書館や区政情報コーナーで閲覧できる。

(ア) めぐる区議会だより

定例会及び5月の臨時会の内容を中心に掲載している。新聞折り込みによる区内各世帯への配布のほか、駅の広報スタンドや区立施設などで配布している。

(イ) 目黒区議会月報、目黒区議会年報、目黒区議会の概要

委員会活動を中心にまとめた区議会月報を2か月に1回、1年間の議会活動をまとめた区議会年報を年1回発行している。

また、毎年5月の臨時会で役職が決まった後に「目黒区議会の概要」を発行し、主に他自治体議会からの行政視察の際に、資料として提供している。

(ウ) 区議会4年の歩み

4年間の議会活動をまとめたものを改選時に発行している。

(エ) 目黒区議会ホームページ

目黒区ホームページの中に目黒区議会のページがある。

議会制度の紹介、傍聴方法、請願・陳情の方法、会議録（本会議、常任委員会、特別委員会）の検索、本会議や委員会の議題、議員の紹介、めぐる区議会だより、議長交際費や政務活動費等を掲載している。

また、本会議の映像をホームページで録画配信している。公開期間は1年間である。

(オ) めぐる区議会メールマガジン

目黒区議会ホームページの更新情報をお知らせするために、平成22年4月からパソコン向けに「めぐる区議会メルマガ」を配信している。

(カ) その他

定例会開催予定を町会・自治会掲示板で周知しているほか、小学生向けのパンフレット「目黒区議会のおはなし」、議員名簿（議員及び区理事者、関係機関の名簿で毎年7月末発行）を作成している。

また、議場見学や他議会からの視察の受け入れを随時行っている。

ウ 区議会情報公開

議会活動について区民に説明する責任を全うし、地方自治の本旨にのっとった公正で広く開かれた議会運営を目的として、区議会の情報公開を実施している。

- 昭和61年5月31日、目黒区議会公文書公開条例制定（同年7月1日施行）。
- 平成13年3月31日、同条例を全面改正し、目黒区議会情報公開条例を制定（同年4月1日施行）。

情報公開の対象となる文書は、区議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画等であって、議会が管理しているもの。請求できる人の制限はない。

エ 議会図書室

法（第100条第19項）に基づき、設置している。

図書や雑誌類を備え、図書室内での閲覧のほか貸し出しもしている。また、議員の調査研究の妨げにならない範囲で、区職員も利用することができる。

4 区議会の運営について

(1) 議会に関する法制

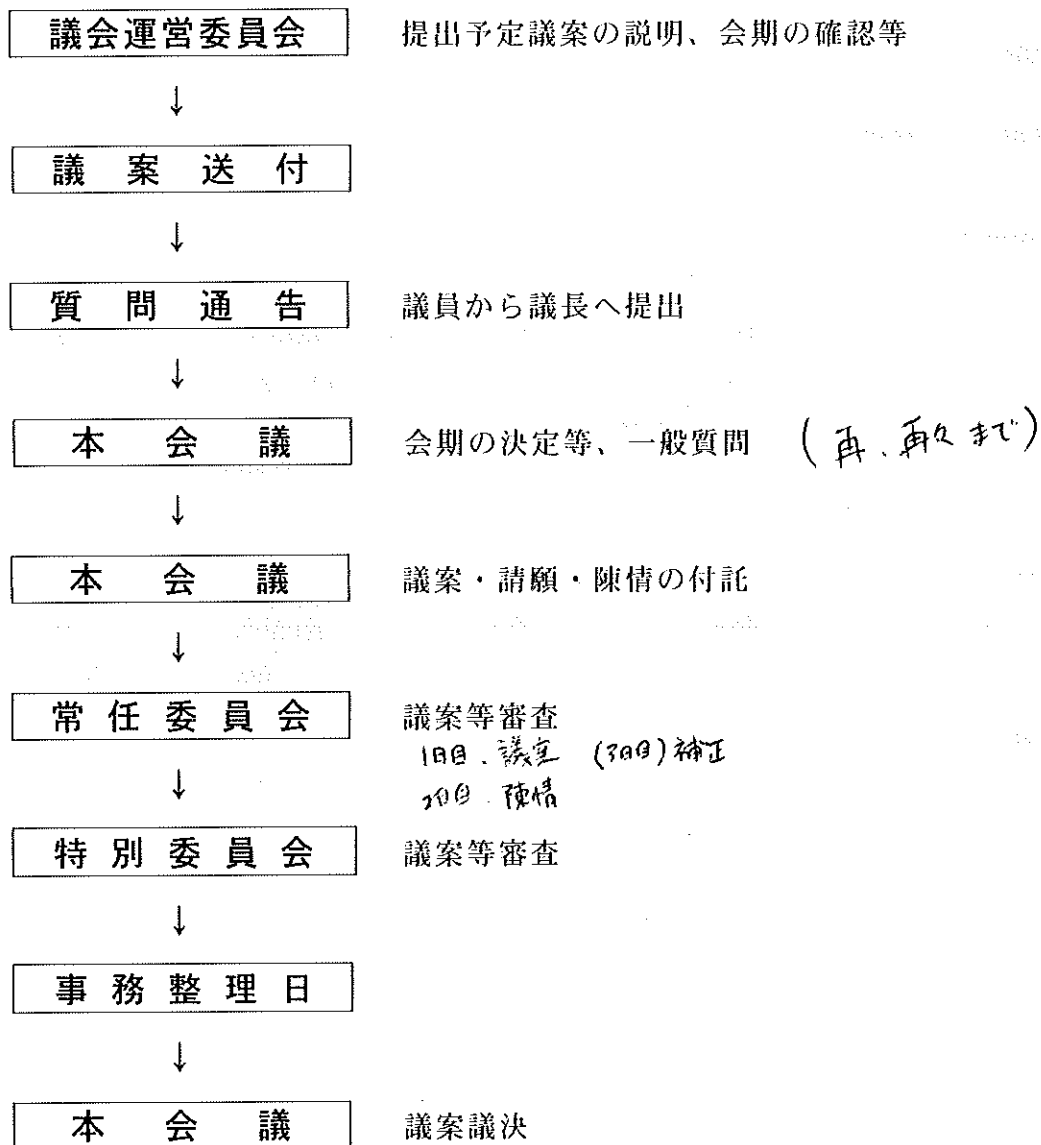
- ア 憲法（第8章地方自治 92条～95条）
- イ 法律（地方自治法等）
- ウ 命令（地方自治法施行令等）
- エ 条例（委員会条例、目黒区議会議員定数条例、目黒区議会の定例会の回数に関する条例等）
- オ 規則（目黒区議会会議規則等）
- カ 判例
- キ 先例（目黒区議会申し合わせ事項、議会先例、行政実例）
- ク 慣習法

(2) 会議の諸原則

- ア 議事公開の原則（法第115条） *(例外) 秘密会*
- イ 定足数の原則（法第113条） $\frac{1}{2}$ 以上
- ウ 過半数議決の原則（法第116条）
- エ 一事不再議の原則（規第14条）
- オ 可とする方を諮る原則（規第79条）
- カ 会期不継続の原則（法第119条）

(3) 定例会の流れ

招集日前7日までに区長が告示する。(法第101条第7項)



(4) 一般選挙後の初議会の流れ

- ア 議長選挙
- イ 議席の決定
- ウ 会期の決定
- エ 副議長選挙
- オ 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- カ 監査委員選任の同意

(5) 議場、委員会室の会議システム

ア マイク操作

イ スピーカー音量調節

5 庶務事項

(1) 議員報酬・期末手当

ア 報酬

(ア) 報酬月額（平成21年12月1日改定）

①本則（条例で定める支給月額）

議長	副議長	委員長	副委員長	議員
906,000 円	793,000 円	658,000 円	628,000 円	598,000 円

※ 目黒区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例により、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、下表のとおり減額となっている。

②特例期間の支給月額

議長	副議長	委員長	副委員長	議員
874,000 円	752,000 円	636,000 円	613,000 円	586,000 円

(イ) 支給日

毎月15日（ただし、当日が土曜日・日曜日・休日・金融機関が休業の場合はその前日）。

【根拠：目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例】

イ 期末手当

3月1日・6月1日・12月1日（基準日）に在職している議員に支給される。

期末手当率（平成21年12月1日改定）及び支給日（報酬支給日のただし書と同じ）

支給月	(本則) (加算率) (支給率)	支給日
3 月	月額報酬 × 1.45 × 0.25	3月15日
6 月	月額報酬 × 1.45 × 1.50	6月30日
12 月	月額報酬 × 1.45 × 1.55	12月10日

※ 算定には特例期間の支給月額ではなく、条例本則の支給月額を使用。

なお、初当選議員の平成27年6月の期末手当については、上記により算定した金額に100分の30の支給割合を乗じた額となる。

(2) 費用弁償（平成23年4月1日改定）

議員が、議会の会議・委員会に出席した場合、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費が支給される。

ア 支給額等

議会の会議・委員会に出席し、又は公務のため特別区の区域内を旅行したときは、2,000円が支給される（重複支給は出来ない）。

議員が公務のため旅行したときは、旅費が支給される。

イ 支給方法

「職員の旅費に関する条例」の例により支給される。

(3) 政務活動費

地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して交付される。

- 議員一人当たり月額12万円（会派の場合は、月額12万円に所属議員数を乗じた額）を、上半期（4月）・下半期（10月）に分けて、会派又は議員に交付される。

【根拠：目黒区政務活動費の交付に関する条例】

- ただし、議員報酬と同様に「目黒区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」によって平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間、条例本則が定める14万円から12万円に減額となっている。

(4) 議員互助会

会員の教養を高め、健康の増進及び福利厚生並びに議員相互の親睦を図るとともに、議員活動の充実発展を期することを目的とする。

ア 会員 区議会議員をもって組織している。

イ 会費 月額2,000円

ウ 給付 目黒区議会議員互助会規約取扱規程により給付される。

【根拠：目黒区議会議員互助会規約】

(5) その他の議員任意団体

議員によって結成され、議員を会員とする団体。加入は任意で、会員の会費によって運営されている。→会費なし

ア 任意団体

文化・芸術・スポーツ活動等を通じ、会員相互の親睦等を図る目的で結成されている。

- | | |
|--------------|------------|
| ○目黒区議員文化会 | 会費500円（月額） |
| ○目黒区議員野球部 | 会費800円（月額） |
| ○目黒区議員美術同好会 | 会費500円（月額） |
| ○目黒区議員ゴルフ同好会 | 会費500円（月額） |

イ 議員連盟

特定の目的のため結成され、連盟の目的に沿った事業等を行う。

区の事業等に協力する場合もある。

- 日中友好目黒区議員連盟 会費 300 円 (月額)
- 日台友好目黒区議員連盟 会費 300 円 (月額)
- 日韓友好目黒区議員連盟 会費 300 円 (月額)
- 国際交流目黒区議員連盟 会費 300 円 (月額)
- 目黒区議会 2020 年オリンピック・パラリンピックを
成功させる議員連盟 会費 300 円 (月額)

オリンピックと
パラリンピック
成功させる議員連盟 ←